

一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び業務

(目 的)

第3条 本協会は、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

(業 務)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 官公署等の依頼を受けて、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第64条第1項に規定する業務
- 二 前号に規定する業務に付随若しくは関連する業務
- 三 その他本協会の目的を達成するために必要な業務

第3章 社 員

(社員の資格)

第5条 本協会の社員は、東京法務局の管轄区域内に事務所を有する土地家屋調査士（以下「調査士」という。）又は法第26条に規定する土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）でなければならない。ただし、法第63条の規定に基づき設立された本協会以外の一般社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員でない者及び調査士法人の社員でない者でなければならない。

(社員の資格の取得)

第6条 前条に規定する調査士又は調査士法人が本協会の社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

- 2 本協会の社員になろうとする者は、社員総会において別に定めた規則に従って入会手続を行い、理事会の承認を受けなければならない。

(本協会の構成員)

第7条 本協会は、前条の規定により、本協会の社員となった者をもって構成する。

(入会金、会費)

第8条 社員は、社員総会において別に定めた規則に従って入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会拒否)

第9条 理事会は、正当な理由があるときは入会を拒否することができる。

(任意退会)

第10条 社員は、社員総会において別に定めた規則に従って退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって除名することができる。ただし、その社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
- 二 本協会の名誉を傷つけ又は著しい損害を加えたとき
- 三 本協会の目的に反する行為をしたとき
- 四 その他除名すべき正当な理由があるとき

(社員の資格喪失)

第12条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- 一 退会したとき
- 二 第5条に規定する資格を有しなくなったとき
- 三 6カ月分会費を滞納し、催告期日に納入しないとき
- 四 除名されたとき
- 五 死亡したとき
- 六 調査士法人が解散したとき
- 七 本協会の個人である社員が調査士法人の社員となったとき

(拠出金の不返還)

第13条 既納の入会金、会費その他の拠出金は返還しない。

(業務の委任)

第14条 本協会は、依頼を受けた事件を、次に掲げる者に限り、取り扱わせることができる。

- 一 社員である調査士（調査士法人の社員である者を除く。）
 - 二 社員である調査士法人
- 2 前項の規定にかかわらず、特に事件を処理するため必要がある場合には、社員でない調査士（調査士法人の社員である者を除く。）又は調査士法人に事件を取り扱わせることができる。
- 3 第1項又は前項に規定する事件の配分に関する基準は、社員総会において別に定めた規則によるものとする。
- 4 社員である調査士が、法第42条第2号に規定する業務の停止の処分を受けたときは、その処分の期間中、第1項に規定する事件の配分を行わないものとする。

- 5 社員である調査士法人が、法第43条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する業務の停止の処分を受けたときは、その処分の期間中、第1項に規定する事件の配分を行わないものとする。
- 6 第1項又は第2項の規定により事件の配分を受けた調査士又は調査士法人が事件を処理するに当たり、その者の故意又は過失による事故が原因で本協会が発注者又は第三者に損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

- 2 社員総会の議事運営については、社員総会において別に定めた規則に従って行うものとする。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも2週間前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、適宜な方法で通知した場合には、その期間を短縮することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。ただし、調査士法人においては、法人の代表者の1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 社員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数の範囲内で、かつ理事会が定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 補欠理事又は予備監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

なお、補欠理事又は予備監事を複数名選任した場合は、互選により着任順位を定めるものとする。

(総会の議決権の行使等)

- 第22条** 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

なお、書面をもって表決した社員は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第23条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第24条** 本協会に、次の役員を置く。
- 一 理事 5名以上25名以内
 - 二 監事 2名以上5名以内
- 2 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならない。
 - 3 第1項に規定する役員の下限数の役員が欠けた場合又は役員の数不足となる時に備えて補欠理事又は予備監事を選任することができる。
 - 4 理事のうち1名を理事長とする。
 - 5 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、その他の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 6 理事長を除く理事のうち、副理事長、専務理事、常任理事、常務理事を置くことができる。

(役員を選任)

- 第25条** 役員及び補欠理事並びに予備監事は、社員総会が別に定めた規則に従い、社員総

会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常任理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠理事又は予備監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員退任)

第29条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該役員は、前条の規定にかかわらず、その資格を失い退任する。

- 一 調査士である役員について、社員の資格が失われたとき
- 二 調査士法人が社員であることによって役員となった当該調査士法人の社員である調査士について、当該調査士法人が有していた社員の資格が失われたとき
- 三 調査士法人が社員であることによって役員となった当該調査士法人の社員である調査士について、その調査士が当該調査士法人の社員の資格が失われたとき

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、社員総会において定めた総額の範囲内で、社員総会において別に定めた規則に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長、副理事長、専務理事、常任理事、常務理事の選定及び解職

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は理事長がこれを行う。

(理事会等の事務)

第38条 本章及び第11章における事務については、社員総会において別に定めた規則に従い処理をする。

第 7 章 従たる事務所

(従たる事務所の設置)

第39条 本協会は協会運営の効率的執行及び本協会と社員との連絡調整を図るため、理事会の決議により必要な地に従たる事務所を設置することができる。

第 8 章 支 所

(支所の設置)

第40条 本協会は、協会運営の効率的執行及び本協会と社員との連絡調整を図るため、社員総会において別に定めた規則に従って支所を設置することができる。

第 9 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第41条 本協会に若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 理事長は、顧問及び相談役に対し、本協会の運営その他重要事項について意見を求め

ることができる。

4 顧問及び相談役の任期は、役員の任期と同一とする。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(保険への加入)

第43条 本協会は、受託事件の処理等に対し、官公署等から物損等による損害賠償の請求を受けた場合、その損害を填補するため、損害賠償責任保険に加入することができる。

2 本協会は、受託事件の処理等に対し、官公署等から個人情報の漏えい等による損害賠償の請求を受けた場合、その損害を填補するため、個人情報保護保険に加入することができる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 (削除)

四 貸借対照表

五 損益計算書(正味財産増減計算書)

六 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第4号、第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、又、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 本協会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長については、理事会が任免する。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって変更することができる。

(解 散)

第48条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第49条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
2. 削 除
3. 削 除
4. 削 除

(施行期日)

5. 認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成2年9月18日から施行する。

(法務省民三第4145号 変更認可)

附 則

(施行期日)

この定款の改正は、平成8年12月6日から施行する。

(法務省民三第2136号 変更認可)

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成10年8月24日から施行する。

(法務省民三第1575号 変更認可)

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成15年8月1日から施行する。

(法務省民二第2644号 変更認可)

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成20年1月4日から1年を超えない範囲において理事会で定めた日より施行する。

(法務省民二第14号 変更認可)

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成22年9月24日から施行する。

(法務省民二第2387号 変更認可)

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成24年8月30日から施行する。

(法務省民二第2202号 変更認可)

附 則

(施行期日)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第

- 1 項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本協会の最初の理事長は小田島満とし、業務執行理事は中村文康、内藤紘一、串田勉、岡地力男、及川修爾、北島章雄、曾根芳文、藤枝一郎、上原敏市とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項ににおいて読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第124条における公益目的財産残額が零となったことによる「公益目的支出計画の実施が完了したことの認可行政庁の確認」が得られ、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条により、認可行政庁から公益目的事業を行う一般社団法人の認定された日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款の変更は、平成30年6月21日から施行する。